

番号	年度	支出日	項目	金額	証拠	摘要	原簿が不当利得であると考えられる理由	対象経費	認否	領収書の有無	備考	収支計算書再提出後の整理
15	H26		会議費、高齢者ふれあい交流会(以下「交流会」という)の講師謝礼	20,000	甲504	目的外使用	領収書が存在せず(甲504の4)、記入、支出内容(以下「内訳」といふ)に記載がない(甲22 P5)、目的内のもに要請されていない。	-	否認	-	項目として記載された支出は確認できないが、他の支出で領収書は目的内には要請されている。(別添修正後の「収支計算書」参照。)	
16	H26		会議費、高齢者ふれあい交流会出席者のお茶代	23,000	甲504	目的外使用	領収書が存在せず(甲504の4)、内訳書に記載がない(甲22 P5)、目的内のもに要請されていない。	-	否認	-	項目として記載された支出は確認できないが、他の支出で領収書は目的内には要請されている。(別添修正後の「収支計算書」参照。)	
17	H26	11/5	会議費、児童養護施設「宇宙」見学時の交通費	26,300	甲504	目的外使用	領収書が存在せず(甲504の4)、要請対象品目(甲22 P5)に「目的内」のものに要請されていない。内訳書には20,000円記載がある(甲22 P5)。	目的内	否認	一部無	11/5の児童養護施設「宇宙」(一宮市)への視察研修における交通費(タクシー代)は20,000円である。10/21の社会福祉大交通費 6,240円を20,000円に加算すると26,300円になる。ただし、6,240円のうち1,200円については、領収書がない。	20,060 円
18	H26		会議費、資料作成のコピー代	1,000	甲504	目的外使用	領収書が存在せず(甲504の4)、内訳書に記載がない(甲22 P5)、目的内のもに要請されていない。	-	否認	-	項目として記載された支出は確認できないが、他の支出で領収書は目的内には要請されている。(別添修正後の「収支計算書」参照。)	5,040 円
19	H26		資料作成費、災害時地図作成費	3,000	甲504	目的外使用	領収書が存在せず(甲504の4)、内訳書に記載がない(甲22 P5)、目的内のもに要請されていない。	-	否認	-	項目として記載された支出は確認できないが、他の支出で領収書は目的内には要請されている。(別添修正後の「収支計算書」参照。)	
H26	4/15		【支出計算書提出により追加】					金額				
H26	4/17		【支出計算書提出により追加】	158,100				金額				
H26	6/8		【支出計算書提出により追加】					金額				
H26	6/11		【支出計算書提出により追加】					金額				
<p>交付金交付要領に定める対象経費とその内訳を記入。 会議・研修後の懇話会費用、食事代、研修目的とは関係ない施設見学会等経費の対称外です。</p>												
20	H27		資料作成費、管理ファイル作成費	70,300				金額				
21	H27		資料作成費、資料作成のコピー代	20,871	甲604	目的外使用		金額				
22	H27		会議費、地区定例会のお茶代	1,000	甲604	目的外使用		金額				
23	H27		会議費、交流会の講師謝礼	48,850	甲604	目的外使用		金額				
24	H27	6/23	会議費、オリスト作業所研修時の交通費	10,000	甲604	目的外使用		金額				
H27	4/16		【支出計算書提出により追加】	15,980	甲604	目的外使用		金額				
<p>科目 金額</p> <p>158,100</p> <p>*地区定例会費 〇(43,050)</p> <p>*個人管理ファイル作成費 〇(20,671)</p> <p>*高齢者ふれあい交流会費</p> <p>講師謝礼 〇(10,000)</p> <p>出席者お茶菓子代 (20,000)</p> <p>資料作成費 〇(1,000)</p> <p>*研修費(6月23日) 〇(15,980)</p> <p>交通費 〇(15,980)</p> <p>食事代 ×(37,800)</p> <p>施設へ寄付金 (20,000)</p>												
20	H27		資料作成費、管理ファイル作成費	20,871	甲604	目的外使用		金額				
21	H27		資料作成費、資料作成のコピー代	1,000	甲604	目的外使用		金額				
22	H27		会議費、地区定例会のお茶代	48,850	甲604	目的外使用		金額				
23	H27		会議費、交流会の講師謝礼	10,000	甲604	目的外使用		金額				
24	H27	6/23	会議費、オリスト作業所研修時の交通費	15,980	甲604	目的外使用		金額				
H27	4/16		【支出計算書提出により追加】	15,980	甲604	目的外使用		金額				
<p>科目 金額</p> <p>158,100</p> <p>*地区定例会費 〇(45,850)</p> <p>*個人管理ファイル作成費 〇(20,671)</p> <p>*高齢者ふれあい交流会費</p> <p>講師謝礼 〇(10,000)</p> <p>出席者お茶菓子代 (20,000)</p> <p>資料作成費 〇(1,000)</p> <p>*研修費(6月23日) 〇(15,980)</p> <p>交通費 〇(15,980)</p> <p>食事代 ×(37,800)</p> <p>施設へ寄付金 (20,000)</p>												

平成26年度 取 支 計 算 書
 収 入

平成27年 3 月 31 日
 金額単位:円

科目	金額	説明
県活動費交付金	784,880	(2,664 × 定数) + 33,200
市活動費交付金	484,500	委員1人あたり 28,500円
単位民協助成金	8,500	委員1人あたり 5,000円
預金利息	58	
会費	204,000	委員1人あたり 12,000円
前年度繰越金	180,728	
県費用弁償費	824,500	
合計	1,780,774	

支 出

市から入手分

科目	金額	説明
資料作成・購入費	3,797	名札作り 1824円
会議費・研究会費	314,017	対面 315円 名刺1658円
会場借り上げ料 (円)		(注) 別紙の茶代等は、 別紙に記 載してある(以下) 対面
講師謝礼 (円)		
会議等のお茶代 (040337)		
交通費 (032,000)		
入場料 (円)		
食事代 (円)		
会議費・研究会費	314,017	県から入手分
会場借り上げ料 (円)		別紙H170「対面」(20名×110円×13回)等 専内部会等 交通費(10名分)
講師謝礼 (円)		
会議等のお茶代 (040337)		
交通費 (032,000)		
入場料 (円)		
食事代 (円)		
懇親会費 (238,680)		
宿泊費 (円)		
その他 (3,000)		民児委 巡回標語賞金 1000 × 3名
合計	1,260,054	

別紙一宮 2

一宮市 富士 連区民生児童委員協議会 会長 菱田 稔

質問3 一宮市民生児童委員協議会で保有している平成25年度から平成30年度までの各単位民生委員協議会の事業活動記録の写しを御恵与ください。(平成30年度分を含めているのは、事業年度報告を11月までとしている単位民生委員協議会があるためです。)

<収支計算書>

質問4 実績報告の際、「各単位(連区)民生委員協議会収支計算書等」が、県に対して提出されていますが、収支計算書の記載内容の真実性について、一宮市民生児童委員協議会では、どのように確認していますか。

【回答欄】

各連区民生委員協議会収支計算書は各民協会長の記名、押印がある為正確なものと判断しています。

質問5 交付対象経費と交付対象外経費の区分について、どのように判断していますか。

【回答欄】

民生委員協議会活動交付金交付要綱に基づき判断しています。

質問6 民生委員協議会活動費交付金交付要綱の「交付の対象となる経費」は、次のとおり規定されています。

- 1 民生委員協議会の資料作成・購入費
- 2 民生委員協議会の会議費・研究会費(茶代、会場借上料及び講師謝礼を含む。)
- 3 民生委員協議会で必要とする通信費

実績報告書や収支計算書では、交付要綱に規定されていない「バスの借上料を含む交通費」を交付対象経費と認めています。交付要綱に規定されていない経費を交付対象経費として認めているのは、なぜですか。

【回答欄】

「バスの借上料を含む交通費」は民生委員協議会の会議費・研究会費の一部と考えています。

質問7 実績報告書は、当該年度の4月から3月までの期間の民生委員協議会の開催経費を記載しています。その一方で、添付資料である収支計算書には、12月1日から11月30日までを期間とするものが含まれており、整合性が取れておりません。収支計算書が実績報告の内容を証する書類となっておりますが、この点をどのように考えますか。

(例えば、平成29年度の実績報告では、平成29年4月から平成30年3月までの民生委員協議会の開催に要する経費が対象となっておりますが、収支計算書には平成28年12月1日から平成29年11月30日までと記載されているものがあります。)

【回答欄】

各地区民協の会計年度は、12月1日から11月30日の期間となっており、当該年度の4月から3月までとする会計年度の相違はやむを得ないと思っております。

住民監査請求（民生委員協議会活動費交付金の返還について）の監査結果に対する対応案について

1 経緯

○ 2019年6月10日付けで、一宮市の民生委員協議会活動費交付金の返還に関する住民監査請求が提出され、8月5日に棄却されたが、県に対し、「交付金事務の透明性を確保するため、現在の交付要綱の改正あるいは運用基準の策定を」とともに、交付金の額の確定に当たり、事務の明確化と適確な審査が行われるよう要望する。」との要望が付けられた。

○ 要望の詳細は、以下の8点のとおり。

- ① 民生委員協議会活動費交付金交付要綱に記載の「交付の対象となる経費」が限定列挙であるのか、例示列挙であるのか不明確
- ② 交付金の使途である「民生委員協議会の開催」に定義がないため、明確化が不可欠
- ③ 「食事代（飲食代）」の許否及び金額の上限等の考え方が不明確
- ④ 実績報告書に関し、民生委員協議会の開催回数を記載する場合、内容の特定は不要か、収支計算書に記載する期間の期首及び期末はどのようすべきかなどの記載方法について再検討の余地あり
- ⑤ 実績報告書に関する添付書類のあり方及び5年間保存すべき関係書類の範囲の詳細が不明確
- ⑥ 経由機関（本件においては一宮市）の役割が不明確
- ⑦ 県による交付金の額の確定における確認のあり方が課題（実績報告書や添付書類、現地調査の結果等での確認の整理が必要）
- ⑧ 本件においては、申請書及び実績報告書の経由機関である一宮市が、補助事業者である一宮市民生児童委員協議会の事務局を担っており、このような場合の取扱いについても、経由機関の役割と併せて整理が必要

2 監査結果に対する対応案

① 民生委員協議会活動費交付金交付要綱に記載の「交付の対象となる経費」が限定列挙であるのか、例示列挙であるのか不明確

⇒ 全てを列挙することは難しいため例示列挙とするが、さらに具体的に細やかな列挙とする（要綱改正で反映）。

（添付資料）各民生委員協議会の収支計算書又は現金出納簿の写し（原本証明）

各単位民生委員協議会ごとの収支状況について、会議・行事名、支払日、支払金額の内容（お茶代 〇〇〇円×〇〇人分等）がわかるものとして下さい。（別紙参照）

【現行】

- 交付の対象となる経費
- 1 民生委員協議会の資料作成・購入費
 - 2 民生委員協議会の会議費・研究会費
茶代、会場借上料及び講師謝礼を含む。
 - 3 民生委員協議会で必要とする通信費

【改正後】

交付の対象となる経費 内容（例示）	
① 報償費（講師等謝金）	研修会、講演会等において講師や指導者に支払う謝礼金
② 旅費	研修会、定例会、各種の会議等に参加する時にかかる電車代、バス代等の旅費 視察研修にかかる旅費も含む。
③ 消耗品費	筆記用具、コピー用紙、封筒、ファイル、印刷用インク等の事務用品や、各種活動に使用する材料費、参考図書等必要な物品費
④ 食糧費	各種の会議、サロン活動等事業等に付随する茶代、食事代 事業後の反省会、意見交換会等における茶代、食事代も含む。 （※）
⑤ 印刷製本費	機関紙、情報誌、写真、チラシ、調査用紙等の印刷代や資料作製代
⑥ 通信運搬費	活動に必要な切手、はがき、郵送料、電話代等の通信にかかる経費
⑦ 使用料賃料	会議、研修会、講演会等で使用する会議室や研修室などの使用料 会議等に必要となるマイクや冷暖房料金、機械・器具等の使用料も含む。 視察研修等におけるバスの借り上げ料
⑧ 負担金（研修会参加負担金等）	研修会、講演会等へ参加・受講する場合の参加費や受講料

（※）食事は簡素なものとし、1人当たり3千円を上限とする。

※ 食事代については、要望③の対応案の箇所の説明

年度	支出日	項目	金額	証拠	概要	原告が不当利得であると考え理由	被告の主張(一宮市)	認否	備考
1	H25	資料作成・購入費 (500円×22人×3回)	33,000	甲16の1	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の1)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の1)(甲3)。	県	否認	
2	H25	民協会議費、コピー代 (6,600円×5回)	33,000	甲16の1	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の1)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の1)(甲3)。	県	否認	
3	H25	交通費、県大会出席時電車代	12,700	甲16の1	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の1)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の1)(甲3)。	県	否認	
4	H25	交通費、県大会出席時タクシー代	14,860	甲16の1	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の1)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の1)(甲3)。	県	否認	
平成25年度計									
5	H26	資料作成費、コピー代 (200円×22人)	4,400	甲16の2	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の2)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の2)(甲3)。	県	否認	
6	H26	民協会議費、コピー代 (3,000円×22人×8回)	52,800	甲16の2	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の2)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の2)(甲3)。	県	否認	
7	H26	交通費、県大会出席時電車代	13,640	甲16の2	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の2)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の2)(甲3)。	県	否認	
8	H26	交通費、県大会出席時タクシー代	16,100	甲16の2	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の2)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の2)(甲3)。	県	否認	
9	H26	通信費、ファックス代、 (20円×21人×12回)	5,040	甲16の2	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の2)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の2)(甲3)。	県	否認	
平成26年度計									
10	H27	資料作成費、コピー代 (220円×20人)	4,400	甲16の3	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の3)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の3)(甲3)。	県	否認	
11	H27	民協会議費、コピー代 (3,000円×25人×9回)	60,000	甲16の3	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の3)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の3)(甲3)。	県	否認	
12	H27	交通費、県大会出席時JR代	13,640	甲16の3	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の3)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の3)(甲3)。	県	否認	
13	H27	交通費、県大会出席時タクシー代	16,100	甲16の3	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の3)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の3)(甲3)。	県	否認	
14	H27	通信費、ファックス代、 (20円×21人×12回)	5,040	甲16の3	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の3)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の3)(甲3)。	県	否認	
平成27年度計									
金額 証拠									
47,122 甲16の4									
甲16の4									
57,000 甲16の4									
5,000 甲16の4									
甲16の4									
296,761 甲16の4									
甲16の4									
8,900 甲16の4									
甲16の4									
449,969 甲16の4									
甲16の4									
21,500 甲16の4									
380,000 甲16の4									
1,266,242									

令和2年(行ウ)第19号 支出整理表

年度	支出日	項目	金額	証拠	概要	原告が不当利得であると考え理由	被告の主張(一宮市)	認否	備考
30	H28	会議等のコピー代	47,122	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	県	否認	
31	H28	研修士産代		甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	県	否認	
32	H28	専門部会費(3,000円×19名)	57,000	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	県	否認	
33	H28	県社会福祉大会時の交通費		甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	県	否認	
34	H28	食事代 新年会	5,000	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
35	H28	食事代 研修時	296,761	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
36	H28	食事代 その他	甲16の4	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
37	H28	慶弔費 典儀見舞い	8,900	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
38	H28	宿泊労務会費 宿泊費		甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
39	H28	宿泊労務会時 飲み物代		甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
40	H28	宿泊労務会時 写真代	449,969	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
41	H28	宿泊労務会時 その他	甲16の4	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
42	H28	熊本地震募金	21,500	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
43	H28	会長活動費		甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
44	H28	各委員に返却 (委員1人当たり20,000円)	380,000	甲16の4	目的外使用。規則違反。	領収書が存在せず(甲16の4)、目的外のものに費消された。補助事業等完了報告書提出されていない(甲11の4)(甲3)。	市	否認	
平成28年度計									
金額 証拠									
47,122 甲16の4									
甲16の4									
57,000 甲16の4									
5,000 甲16の4									
甲16の4									
296,761 甲16の4									
甲16の4									
8,900 甲16の4									
甲16の4									
449,969 甲16の4									
甲16の4									
21,500 甲16の4									
380,000 甲16の4									
1,266,242									

大モ380,000円あり

富士連区民協

自平成23年12月1日

年月日	摘要	取入金額	支払金額	差引残高
6.25	(果) 取引金繰分 連区民協(13,200)	78,488		180,728
6.11	" @ 2,600 x 17 = 44,200		① 46,980	176,528
7.22	民協茶菓子		1,340	174,166
7.22	切手代		2,791	173,316
8.19	民協茶菓子(註) 4枚 (7月慶)		5,000	172,165
20	査費 ()		1,036.80	169,365
"	夏季研習会 新期 10 x 6,000		18,244	167,541
22	金領 () @ 1,000 x 5 = 5,000		1,658	165,883
23	"		84,000	81,883
9.14	利息	18	5,000	76,883
30	課) 活動費用新費 (前期 4,900)	49,470.00		76,923
"	(南) 活動事業費 (前期 2,422.50)			25,923
10.5	民協茶菓子代		2,328	3,657.23
"	"		1,577	35,407.3
6	(非) 活動費用新費 (後期分)	49,470.00		35,288.3
"	会費 (11A) 1,000 x 17 = 10,200			23,088.3
11.26	研習会 参加費 (交通費) (12月)		32,900.00	12,508.3
				12,184.3
				11,452.8
				11,152.8
				35,377.8
				2,580.18
				2,645.18
				2,613.78

①菓子代 預金 505,804
 ②盆踊り 現金 14,916
 平成23年12月20日 会計要事

金銭出納帳

年月日	摘要	取入金額	支払金額	差引残高
2.2	前期繰越 現金	179,305		180,728
3	低連式 茶菓子代	4,200		176,528
8	民協茶菓子代		① 2,302	174,166
9	切手代		850	173,316
10	民協茶菓子代(心付)	3,151		172,165
19	切手代	800		169,365
"	スラッパ、ステー用紙	18,244		167,541
24	名刺	1,658		165,883
17	新年会 歓迎会 10% 補助	84,000		81,883
18	査費 ()	5,000		76,883
3	利息	40		76,923
10	会費 (11A) (江美) 17名 @ 2,900 = 49,470	49,470		25,923
20	課) 活動費用新費 (17名 @ 2,900 = 49,470)	49,470		3,657.23
27	民協茶菓子代	1,650		35,407.3
31	" (17-7-1)	11,900		35,288.3
4	(果) 活動費用新費 @ 1,000 x 17 = 10,200		32,900.00	23,088.3
"	会費 (11A) @ 1,000 x 17 = 10,200			12,508.3
"	民協茶菓子代	3,440		12,184.3
16	会費 6,000 x 17 = 102,000	7,315		11,452.8
5	商品券 @ 1,000 x 3	3,000		11,152.8
20	(市) 活動費用新費 @ 1,000 x 17 = 17,000		9,975.00	35,377.8
20	各種会費 @ 1,000 x 17 = 17,000			2,580.18
21	連区民協 活動助成金	8,500		2,645.18
21	茶菓子代 (新入会員) 外		3,160	2,613.78

平成26年度 民生児童委員協議会活動費収支計算書(一宮市 大志連区) 再提出分

1 収入の部

科目	決算額(円)	説明
協議会活動費交付金	62,604	
市活動費交付金	4,536	
計	67,040	

2 支出の部

科目	決算額(円)	説明
(1) 資料作成・購入費		
(2) 会議費・研究会費		
茶代	5,660	4/17:3,850円, 6/11:1,810円 当初対象外
食事代	36,280	4/15:18,140円, 6/8:18,140円 当初収支計算書計上無
タウン一代	20,060	11/5:20,060円 目的外使用
交通費	5,040	10/21:5,040円 目的外使用
(3) 通信費		
計	67,040	

平成26年度の当協議会に係る活動費の収支は、上記のとおりに相違ありません。

令和2年5月/日

一宮市大志連区民生児童委員協議会会長

木金 恵美子



平成26年度民生児童委員協議会活動費収支計算書(大志連区) 情報提供者作成分

科目	決算額(円)	説明	収(金額円)
活動費	640,200	(950) 320,100 (920) 320,100	
活動費	46,800	(125) 民生委員9名 43,200 民生児童委員3600	
委員への支払額	550,000	(474) 220,000 (198) 330,000	
支給差額	(支払不足)	民生委員9名支払保証117,000 (赤字13,000) 民生児童委員2名支払保証20,000(1名10,000)	
(支給額-支払額)	137,000		
(県)活動費交付金	62,504	(624)	
(市)活動費交付金	250,250	(570) 活動助成金 93,500 (950) 活動費補助費 156,750	
社協)保育園協議会助成金	20,000		
社協)児童福祉センター助成金	30,000	(722)	
社協)川島がかり健康センター助成金	25,000	(728)	
(県)活動助成金	5,500	(528)	
支給額合計	393,254		
協議会活動費	56,660	(477) 39,500 (67) 18,160	
(時)刷(金庫)	61,228	(477) 18,140 (67) 43,088	
() ()	26,185	(108) 20,185 (3) 6,000 算上分当検査計	
新年会費	57,690	(27) (17) かく	
研修会費	63,006	(119) 4,920 利用、一宮市宮へ研修会からの依頼研修費 2006年11月25日15時研修会 2006年11月25日15時研修会	
市民会館会長研修会	2,000	(220) 12,170 職員16名出席要員	
県会館補給大会	14,880	(12) 5名支払 JR5万2千円 児童委員員会 3,640	
視察者研修費	123,820	(730) 5月5日 JR5万2千円 児童委員員会 3,640	
小学校・交流会費	5,000	(27) (720) 校長委員交換・現況報告	
児童館への助成	30,000	(198) 助成理由不明不明確・納得出来ず認められず	
児童館守り隊への助成	30,000	(198) 事前の承認なく定例会にて発表要行 されず。事後の内容説明がない。	
保育園保護者会助成	20,000	(64)	
地域活動クラブ参加費	5,500	(479)	
ハイソペロン台原支援	1,000	(27) (726)	
りあみ相談所支援	10,000		
支払額合計	449,969		
支給差額	21,285		
次年度支給差額計	359,055		
次年度繰越金			現金利息12金

裏金捻出及び使用状況等(大志連区)

原告作成

I 裏金捻出状況

2020.9.12作成

大志連対象経費

証拠 甲48の	年度 平成	ふれあい交流会		退任記念品	情報交換	地図作成	資料作成	合計		県対象経費状況	
		講師謝礼	お茶代					コピー代	県対象	県対象外	
1の1	25	22,029	15,000	30,000			1,000	91,029	23,029	68,000	
1の2	26	31,640	20,000			3,000		78,640	47,000	31,640	
1の3	27	37,156	10,000		75,000		20,671	165,827	47,156	118,671	
1の4	28	29,721	10,000					49,721	39,721	10,000	
1の5	29	27,463	10,000					47,463	37,463	10,000	
合計		148,009	65,000	30,000	75,000	6,000	21,671	432,680	194,369	238,311	

II 裏金使用明細

大志連再提出待追加項目

(1) 収支計算書に未計上先に対する使用

証拠 甲4の	年度 平成	裏金使用明細										合計(A)	訂正採用項目	年月日	金額	
		5.委員歓迎	9.集会昼食	13.弁当	19.昼食弁当	29.活動交通費	退任記念品	情報交換	地図作成	資料作成	合計					
甲46	25	37,800	16,500	16,500	16,458	51,000							138,258	集会昼食	25.4.18	16,500
甲4の5 甲46	26	61,655	18,140	10,140	20,185	6,240	19.食事(福祉)	8,640					133,000		26.4.11	18,140
甲4の6 甲46	27	24,948	57,690	10,000	17,600	21,142	18.交通(福祉)	5,000					136,380	会議後弁当	27.4.16	17,600
甲4の7 甲46	28	58,870	13,068	10,140	10,000	8,000	11.地震見舞	31.コピー代	1,000				114,318		28.6.7	14,300
甲4の8 甲46	29	55,036	18,150	10,000	30.弔慰費			9,080					83,186	小計	29.6.7	18,150
合計		238,309	123,548	68,940	64,243	86,382		22,720	1,000	0			605,142	A合計		115,898

(2) 使用経費を実際より少なく収支計算書に記載。差額分補填に使用

参考 項目別明細	甲48の年度と番号	項目名	収支計算書金額		現金出納簿		裏金使用額	
			証拠甲4の4	証拠甲4の7	証拠甲46	証拠甲46	合計	(A)+(B)
25年度	24番	研修時食事代	40,000		72,000		32,000	
28年度	16番	研修時昼食・弁当代	6,000		37,482		31,482	
合計			46,000		109,482		63,482	
新年会	昼食弁当	食事代	菓子代		668,624			
233,251	132,356	72,020	62,240	41,327	24,948	10,000	10,000	8,000
合計								

(3) 当初対象外経費とし、再提出で対象経費に記載分。

H26年度	茶代	5,660	H27年度	食事代	37,800	B合計	43,460	
総合計							(A+B)合計	159,358

平成25年度 収 支 計 算 書

平成26年 〇 月 〇 日

収 入

金額単位:円

科目	金額	説明
県活動費交付金	✓ 151,268	(1,816 × 定数) + (884 × 定数) + 33,400
市活動費交付金	978,250	
前年度繰越金	45,920	
合計	1,175,438	

支 出

科目	金額	説明
資料作成・購入費	✓ 3,040	コピー代2,200円 封筒事務840円
会議費・研究会費		
会場借り上げ料 (0円)		
講師謝礼 (0円)		
会議等のお茶代 (640,241円) ✓ 640,241		本業187(70冊×48人×4回) 役員会議
交通費 (298,050円) ✓ 298,050		研修(10月7日2回) 福祉大会(10.11日) 専門講座
内訳 入場料 (26,000) 26,000		
食事代 (94,436) 94,436		
懇親会費 (165,653) 165,653		県友付金対象外
宿泊費 (340,000) 340,000		
その他宿泊関係入場料 (180,000) 180,000		
通信費		
慶弔費	40,000	県友付金対象外
慰労会費		
その他 0000		
合計	1,211,209	

収入合計 1,175,438円 - 支出合計 1,211,209円 = 前年度繰越金 35,765円

平成25年度 収支計算書 平成26年3月31日 金額単位:円

科目	金額	説明
県活動費交付金	157,268	(1,816×定数)+(884×定数)+33,400
市活動費交付金	978,250	
前年度繰越金	45,920	
合計	1,175,438	

支出

科目	金額	説明
資料作成・購入費	3,040	工口一代封筒事務840円
会議費・研究会費		
会場借り上げ料	0	
講師謝礼	0	
会議等のお茶代	64,024	157(70名×48×4回)役員会議
交通費	92,050	前年(12月7日)福地台(10,11月)栗原
入場料	26,000	
食事代	94,436	
懇親会費	165,655	県友会(会費外)
宿泊費	340,000	
その他	180,000	
通信費		
慶弔費		
慰労会費		
その他 0000		
合計	1,211,309	

収入合計 1,175,438円 - 支出合計 1,211,309円 = 次年度繰越金 35,765円

収入合計	1,175,438円	支出合計	1,211,309円	次年度繰越金	35,765円
合計	1,175,438	合計	1,211,309		

一宮市大和町連区民生児童委員協議会 会長 太田 一弘

平成26年度 収支計算書 平成27年3月15日 金額単位:円

科目	金額	説明
県活動費交付金	152,080	(1,664×定数)+33,200
市活動費交付金	1,023,750	前期382,500円 後期641,250円
前年度繰越金	35,765	
合計	1,211,595	

支出

科目	金額	説明
資料作成・購入費	3,040	工口一代封筒等事務費等兼代
会議費・研究会費		
会場借り上げ料	0	
講師謝礼	0	
会議等のお茶代	56,000	157(70名×48×4回)役員会議
交通費	159,500	前年(12月7日)福地台(10,11月)栗原
入場料	26,000	
食事代	226,800	
懇親会費	160,000	県友会(会費外)
宿泊費	340,000	
その他	180,000	
通信費		
慶弔費		
慰労会費		
その他 0000		
合計	1,258,579	

収入合計 1,211,595円 - 支出合計 1,258,579円 = 次年度繰越金 45,984円

収入合計	1,211,595円	支出合計	1,258,579円	次年度繰越金	45,984円
合計	1,211,595	合計	1,258,579		

一宮市大和町連区民生児童委員協議会 会長 太田 一弘

甲第6号証12

平成27年度 収支計算書 平成28年3月20日 金額単位:円

科目	金額	説明
県活動費交付金	0	(2,664×定数)+33,200
市活動費交付金	1,023,750	前期382,500円 後期641,250円
前年度繰越金	45,984	
合計	1,222,814	

収入合計	1,222,814円	支出合計	1,268,591円	次年度繰越金	40,777円
合計	1,222,814	合計	1,268,591		

科目	金額	説明
資料作成・購入費	0	書籍、工口一代封筒代
会議費・研究会費	976,155	
会議等のお茶代	64,024	大和民世協(12月4日、6日、10日) 5名(12月11日)20名×50円×4回 各種役員会議
交通費	160,468	6月、7月、8月、9月福地台 県福祉大会、専門研修
食事代	30,000	
懇親会費	160,000	県友会(会費外)
宿泊費	340,000	
宿泊1/2代	210,000	
通信費	0	工口一葉書代
慶弔費	36,977	香典、見舞金
慰労会費	225,000	福地台
その他 0000		
合計	1,268,591	

一宮市大和町連区民生児童委員協議会 会長 太田 一弘

甲第7号証12

平成28年度 収支計算書 平成29年3月12日 金額単位:円

科目	金額	説明
県活動費交付金	152,080	(1,784×定数)+(880×定数)+33,200
市活動費交付金	1,023,750	前期382,500円 後期641,250円
前年度繰越金	40,777	
合計	1,217,807	

収入合計	1,217,807円	支出合計	1,262,500円	次年度繰越金	34,693円
合計	1,217,807	合計	1,262,500		

科目	金額	説明
資料作成・購入費	0	書籍、工口一代封筒代
会議費・研究会費	994,500	
会議等のお茶代	60,000	大和民世協(12月4日～12月11日) 5名(12月11日)20名×50円×4回 各種役員会議
交通費	140,000	7/8、8/9、9/10福地台 県福祉大会 1/2夜福祉大会、専門研修
食事代	80,000	福地台
懇親会費	124,000	新年会
宿泊費	380,000	北陸酒粕研修
宿泊1/2代	210,000	
通信費	0	工口一葉書、送料
慶弔費	50,000	香典、見舞金
慰労会費	220,000	福地台 44,100
その他 0000		
合計	1,262,500	

一宮市大和町連区民生児童委員協議会 会長 太田 一弘

注意事項					公印使用承認印	施行日等
起案日	令和 2年 7月14日					2.7.28
供覧日						
文書番号	2尾福第2300号					
決裁種別	紙					
施行方法	郵送・メール			施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>	
備考	起案者氏名 藤原 夕起子  課 (地方機関) 尾張福祉相談センター グループ (課) 地域福祉課					
題名	民生委員協議会活動費交付金にかかる実績報告書の再提出に伴う交付金額の確定について					文書種別
						伺い
次長	課長補佐	課長補佐				
						
保存期間	5年	標準ファイル名	民生委員協議会活動費交付金			
伺い文						
<p>民生委員協議会活動費交付金について、一宮市を通じて申請者：一宮市民生児童委員協議会連絡会長から平成25年度から平成29年度までの実績報告の再提出がありました。</p> <p>民生委員協議会活動費交付金事務処理要領（以下「要領」という。）に基づき、内容を審査したところ、別記1のとおり、適当と認められますので、別記2のとおり、交付金額を再確定することとしてよろしいか。</p> <p>決裁の上は、別添案の1のとおり、額の再確定について申請者あて通知することとしてよろしいか。</p> <p>また、要領第2の5に基づき、福祉局長あて報告することとしてよろしいか。</p>						

別記1

補助金等の額の確定調査書

交付先	一宮市民生児童委員協議会	直接補助、間接補助の別	直接補助
事業名	民生委員協議会活動費交付金(平成25年～平成29年度の再提出分)		
事業完了年月日	平成25年度	平成26年3月31日	
	平成26年度	平成27年3月31日	
	平成27年度	平成28年3月31日	
	平成28年度	平成29年3月31日	
	平成29年度	平成30年3月31日	
確認した方法等	補助事業者	①現地調査 <input checked="" type="radio"/> 有・無 ②書面調査等 <input checked="" type="radio"/> 有・無	現地調査及び書面調査等で確認した事項及び書類等 収支計算書の訂正の提出があった大志連区など主要7連区について、現金出納簿や領収書を預かり、収支計算書との整合性を確認した
	別紙一宮 11		

3 支出命令の審査

出納長等は、命令系統からの支出命令を受けて支出・支払を行う(自治232の4 I)が、その際、当該支出負担行為が法令または予算に違反していないことおよび当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上で行わなければならない(自治232の4 II)。この出納長等が行う確認行為が支出命令の審査である。

支出命令の審査は、出納長等の権限であるとともに、出納長等にとっては支出・支払を行うにあたって必ず行わなければならない義務でもある。出納長等は、支出命令の審査の結果、支出命令が法令または予算に反するものであるとき、または支出をすべき時期が到来していないと認めるときは、この支出命令を拒否しなければならない。

支出負担行為→支出決定・支出命令→支出・支払という一連の支出事務の手続を、大きく命令系統の所掌する支出命令までの事務と、出納系統の所掌する支出・支払事務とに分けたのは、内部牽制により支出事務の適正化を確保することに理由があるが、この内部牽制を実質的に担保するのが、支出命令に対する出納長等の審査権であるといえる。支出負担行為の項でも述べたとおり、出納長等による支出負担行為の審査・確認は通常、この支出命令の審査に際して行われるものであり、事後審査の性格を有する。ただし、特に重要な支出負担行為については、支出命令の審査の前には出納長等の事前審査を認めているところである。

なお、支出命令の審査項目は、前述の支出負担行為に際しての留意点(155ページ参照)および支出決定・支出命令における留意事項(164ページ参照)である。これらの項目の審査は、支出命令書に添付されている書類に基づいて行われるが、必要があるときは、物品等の現物確認や実地調査等の方法もとりうるとされている。

(注1) 正当債権者であるか否かの確認は、実務的には印鑑および代理関係の調査